

# 種畜所有者の皆様へ(ホルスタイン種)

## 等級判定基準の改正について

平成24年4月1日から、等級判定基準が変わります。

	特級	1級	2級
血統	血統証明書がある		
能力	NTP 40位以内	NTP 41位以下	検定中、未受検 その他NTPの順 位が付いていない もの
体型	体高152cm以上 (60ヶ月齢以上のものに限る)		左記以外

※ 国内の血統証明書のないものは級外。

## 種畜証明書番号の変更について

種畜証明書番号が、「1」+「個体識別番号(10桁)」の11桁になります。

1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
牛コード                      個体識別番号  
(1桁)                              (10桁)

連絡先:

農林水産省畜産振興課    03-6744-2587

〇〇県〇〇課            〇-〇-〇